

理事、監事及び評議員報酬・費用規程	分類	運営(規)-05
	制定日	2010年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、定款第16条及び第32条の規定に基づき、理事及び監事及び評議員の報酬等並びに費用について必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (2)常勤監事とは、監事のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (4)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費(実費)をいう。

(支給範囲)

第3条 報酬等は、常勤理事及び常勤監事に対して支給する。

- 2 常勤理事及び常勤監事には、月額報酬を支給し、これ以外の報酬等は支給しない。
- 3 評議員、理事及び監事には、その職務の執行に当たって負担した費用を支払う。

(報酬の総額)

第4条 定款第32条第1項に規定する総額は、毎事業年度、次に掲げるとおりとする。

- (1)常勤理事全員の報酬総額 4千万円
- (2)常勤監事全員の報酬総額 2千万円

(報酬額の決定)

第5条 常勤理事及び常勤監事の報酬額は、年俸制とする。

- 2 各常勤理事の報酬の年額は、前条第1号の総額の範囲内で、理事会の決議を経て理事長が決定する。
- 3 各常勤監事の報酬の年額は、前条第2号の総額の範囲内で、評議員会において決定する。

(報酬の支給日・支給方法)

第6条 常勤理事及び常勤監事の報酬は、それぞれ前条第2項又は同条第3項により決定した年額の12分の1に相当する額を、第3条第2項の月額報酬として、毎月20日に支給する。この場合において、当該日が休日又は土曜日であるときは、その直前の休日又は土曜日でない日に支給する。

役員及び評議員報酬規程(2018.12.06)

- 2 前項の月額報酬は、法令に基づき控除すべき金額及び本人から控除の依頼のあった金額を控除し、残額を本人の指定する銀行口座に振り込む。
- 3 新たに就任した常勤理事及び常勤監事には、就任した日の属する月から報酬を支給する。ただし、月の初日以外の日に就任した場合の月額報酬は、当該月の所定勤務日数に応じた日割計算によるものとし、日割計算の結果100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 常勤理事又は常勤監事が月の途中で常勤理事又は常勤監事でなくなったときは、当該月の月額報酬を全額支給する。この場合において、常勤理事又は常勤監事が月の途中で死亡したときは、当該月の月額報酬は、第2項の規定にかかわらず、労働基準法施行規則に定める遺族補償を受けるべき者に対して支給する。

(通勤手当等)

第7条 常勤理事及び常勤監事の通勤手当は、この法人の給与規程に定められた支給基準に基づき支給する。ただし、通勤経路等の変更があった場合は、その都度定める。

(費用)

第8条 評議員、理事及び監事が、その職務の執行に当たって負担した費用は、本人からの請求を受けた後、遅滞なく支払う。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(公 表)

第10条 この法人は、本規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する報酬等の支給の基準とし、同法第20条第2項の規定に基づき公表するものとする。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人への移行に伴い、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、2016年6月23日から施行する。

附 則

この規程の変更は、評議員会の決議(みなし決議)を経て、2018年12月6日から施行する。